

令和8年3月25日

船橋市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

船橋市地方卸売市場業務条例（令和2年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（開設者による指定飲食料品等の取扱品目等の公表）</u> <u>第52条の2 市長による食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第42条第1項に規定する指定飲食料品等の取扱品目等の公表については、法第13条第5項第3号ハに定めるところによる。</u></p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。